

様式第4号(第6条関係)

|  |   |                                      |
|--|---|--------------------------------------|
| 道路占用(譲渡・貸与・ <u>地位承継</u> )承認申請書   |   | 受付印                                  |
| 占用の場所  | 路線名市道<br>米子市 <b>町 番地</b> 線  |                                      |
| 譲渡若しくは貸与又は地位承継の理由  | <b>会社統合のため。</b>   |                                      |
| 譲渡若しくは貸与又は地位承継を受ける者の住所氏名(所在地名称)  | 住所(所在地) <b>鳥取県米子市 町 番地</b><br>氏名(名称) <b>株式会社</b> (印)<br>電話番号 <b>0859( )</b> |                                      |
| 占用の内容  | <b>広告看板</b>   |                                      |
| <p>平成 年 月 日付け<b>発米管</b>第 - 号により許可を受けた道路占用について、上記のとおり <u>譲渡・貸与したい</u>、<u>地位を承継したい</u>ので、その承認を申請します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 <b>鳥取県米子市 町 番地</b><br/>                 占用者<br/>                 (地位継承者)<br/>                 氏名 <b>株式会社</b> (印)</p> <p>米子市長 様</p> |   |                                      |
| 許可   | 年 月 日   | この申請を(別紙条件を付けて)承認する。<br><br>米子市長 (印) |
|  | 第 号   |                                      |
| 可  | 年 月 日から<br>年 月 日まで  |                                      |
| <p>[ 教示事項 ]</p> <p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鳥取県知事に対して審査請求又は米子市長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 また、この処分に不服がある場合は、前項の審査請求又は異議申立てを経ることなく、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、米子市(代表者は米子市長)を被告として、裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>  |   |                                      |